

清掃事業の移管に伴う法改正について

1. 清掃事業の移管に関する経緯

- ・明治33年 3月 汚物掃除法制定。汚物の清掃は市の義務となる。同法施行規則第 5条により、ごみ焼却も市の事務とされた。
- ・明治44年 東京市がじん芥収集作業の直営化方針を打ち出す。
- ・昭和20年 7月 清掃事業が区に移管された。
- ・昭和21年 5月 再び清掃事業が東京都民生局に移管される。
- ・昭和27年 地方自治法改正 特別区の事務は同法第 281条第 2項に列記するものに限定。
特別区は一般廃棄物の収集等は行えないこととなった。
- ・昭和29年 汚物掃除法の廃止、清掃法の制定。
- ・昭和39年 地方自治法改正 第 281条第 2項第15号により「汚物の収集及び運搬に関する事務を行い、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設置し、及び管理し、並びに大掃除の実施計画に関する事務を行うこと」が、特別区の事務として規定された。しかし、同改正法附則において「この法律は、昭和40年 4月 1日より施行する。ただし、
　　・（略）　・ 同法第 281条第 2項第15号の改正規定中この法律公布の際現に都が処理している事務に係る部分の規定は、別に法律で定める日から施行する」ことされ、実質的には特別区が行う清掃事業の範囲は変更されなかった。
- ・昭和45年12月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の制定、清掃法の廃止。
- ・昭和49年 地方自治法改正 第 281条第 2項の規定が、法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務に関して、限定列挙方式をやめ、特別区が一般的の市とほぼ同等の事務を処理することを建前としつつ、都及び特別区の特別な性格のための事務配分について特例が必要である場合には、法律又はこれに基づく政令で個別に規定することと、概括規定となつた。しかし、同改正法附則第24条よって、依然として「別に法律で定める日までの間は」都が処理することとされた。

2. 清掃事業に係わる関係条文

・地方自治法第281条第2項（特別区の処理事務）

特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、その公共事務並びに法律又はこれに基づく政令により市に属する事務及び法律又はこれに基づく政令により特別区に属する事務のほか、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2（市町村の処理等）

市町村は、一般廃棄物処理基本計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第7条第3項、第7条の3、第14条の6、第15条の3第2項、第15条の12、第15条の15第1項及び第24条を除き、以下同じ。）しなければならない。

3. 改正する法律

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

・第23条の2（特別区に関する特例）〔昭和49年の地方自治法改正に基づき追加〕

特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律の規定（第5条第2項及び第5項並びに第6条から第6条の3まで（一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る）並びに第14条の3、第14条の5第3項、第14条の6第2項及び第15条の3第2項の規定を除く。）中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

(2) 凈化槽法（昭和58年法律第43号）第55条（特別区に関する特例）

(3) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律31号）

第2条（定義）及び第10条（特別区に関する特例）

(4) 地方自治法の一部を改正する法律（昭和49年法律第71号）

・附則第24条

前条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の2の規定の適用について、別に法律で定める日までの間は、同条中「第5条第2項及び第5項並びに第6条の3まで（一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。）」とあるのは、「第5条第5項」とする。

※ 第5条第5項は、公衆便所・公衆用ごみ容器の設置維持管理で、既に特別区の事務と位置づけられている。